



# 県評しづおか

静岡県労働組合評議会

〒420-0851

静岡市葵区黒金町55番地

交通ビル3階

TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

Eメール kenpyo@cy.tnc.ne.jp

## 静岡県評・自治労連・福保労 が連名で声明を発表

『子どもたちの命を守り発達を保障するために、保育行政の在り方を転換し、保育の最低基準の抜本的改善を求める』声明

静岡県評では自治労連、福保労と連名で1月16日に『子どもたちの命を守り発達を保障するために、保育行政の在り方を転換し、保育の最低基準の抜本的改善を求める声明』を発表しました。

また、厚労省や県へ提出を行い、保育行政の在り方の転換を求めていきます。声明は、牧之原市や裾野市の民間の保育園での事件を受け、問題の根本的な解決のためには、保育行政や保育現場での労働条件などの改善が必要だと述べています。とりわけ問題なのは、職員配置などの保育の最低基準が遅々として改善されないことが原因であり、保育現場の劣悪な労働実態と賃金の低さが要因の人員不足を解消するためには、保育の最低基準の抜本的な改善が不可欠であることを訴えています。また国や地方自治体の保育行政や経営に対して声を上げる労働組合の存在があれば異なる未来があったとし保育労働者への組合加盟を訴える内容となっています。

声明の内容は下記のQRコードにて読み事ができます



2023年春闘スローガン

## 勝ち取ろう大幅賃上げ すすめようジェンダー平等 仲間を増やして要求前進



開会あいさつで菊池議長は、41年來の物価高騰の中、大幅賃上げと生活を守るために今春闘は重要。県評・労働組合の団結で要求実現を勝ち取ると訴えました。上野事務局長が今春闘の方針を提案。



けよう、春闘を通して要求で仲間づくりを進めよう等、たたかいの方向を提案しました。春闘をたたかう決意表明として化学一般・自治労連・西部地区労連から発言がありました。▼若手が給料上昇をめぐらしくて高い回答を得た（化学一般）▼民間の

### 23年総会

2023年国民春闘静岡県共闘会議が1月21日に静岡市清水区の清水テルサで開催されました。総会では菊池議長のあいさつに続き上野事務局長が春闘方針を提案し3団体から春闘にかける決意表明がありました。また、旗ひらきでは、愛知医労連の矢野書記長が「労働組合が元気になるSNS入門講座」としてツイッターを使用した情報の発信方法について講義しました。

### 国民春闘共闘会議 総会・旗ひらきを開催

賃上げを公務の人事院勧告の反映につなげたい（自治労連）

▼各組合の団体交渉。

ストライキを支援し、ごみ有料化反対など地域の要求実現にも頑張る（西部地区）

労連

▼参加者は、「勝ち取

うジェンダー平等、仲間を

増やして要求前進」のスロ

ーを確認し合いました。

旗ひらき

矢野さんは「若い世代は、

テレビや新聞でなく情報は

主にネットから」と様々

なデータを示しながら説明。

「労働組合を知つてもらう、

加入してもらう、活動に参

加してもらうためにSNS

の活用が有効です」と話さ

れました。また「マスコミが取り上げなくとも、許せ

ないと思った時に、SNS

で素早く抗議しよう」と語

り、「#検察庁法改正案に

抗議します」の発信が広が

り、政府の都合のいい人事

のための検察官定年延長の

批判が渦巻いた例などをあ

げていました。そして、宣伝などの様々な例を示しながら、ツイッターの活用の有効性を伝えてくれました。

話だけでなく、後半には

参加者一人ひとりが、ツイッ

ターの始め方、登録の仕方、

実際の発信などに挑戦。

野さんが一人ひとりに丁寧に手取り足取り教えてくださいました。

この学習会の成果は、皆さんがツイッターで確認して下さい。とりあえず「静岡県評」を検索してみてください。

川勝知事と交渉する参加者



### 配保育・学童保育職員の見直しが必要 国民大運動が県知事と交渉



### 生活・法律相談

- 労使トラブル・解雇・賃金不払い・セクハラ・パパ活・借金問題・教育問題など、受付ます。
- 分割併護士の紹介もいたします。

- 受付 国鉄労働会館静岡地方部 054(285)4426
- 相談場所 静岡合同法律事務所
- 相談員 阿部浩基弁護士

### 23国民春闘2・19決起集会

- |      |                |
|------|----------------|
| 日時   | 2023年2月19日 (日) |
| 静岡会場 | 静岡市青葉公園B1ブロック  |
| 開始時間 | 10時開会          |
| 浜松会場 | 浜松市東ふれあい公園     |
| 開始時間 | 9時40分          |

### 貸会議室

のご予約・お問い合わせは

一財)国鉄労働会館静岡地方部へ  
TEL 054(285)4426 FAX 054(283)6835

★ 静岡駅南口から徒歩1分

定員14名・30名(各1室)

少人数の打合わせ・会議・講習会におすすめです

新規制基準適合性審査に「合格」したと

して、「実効性ある避難計画」が策定されない限り、

浜岡原発の再稼動に同意しない件では、「浜岡原発こ

れは、問題意識同じです。

冬の豪雪時に福井や富山に避難など考えられない

との回答もありました。

## 静岡県労働研究所

No.80

人口減少に  
対する方  
策

1月19日、定例研究会が行われました。〈人口問題に対する自治体の取り組み〉と題して、杉村氏（常葉大学）が報告しました。これは、

常葉大学の学内共同研究「人口減少・少子高齢化に対する方策とその実現可能性」の成果に基づくものです。

人口の増減には2つの種類があります。一つは出生数と死亡数の差による自然増減、もう一つは転入者数と転出者数の差による社会増減です。このうち自然減を止めることは非常に難しいのですが、社会減を止めることが大きな課題となつています。

静岡市が抱える大きな問題としては、中山間地域における急激な人口減少、所得に比して物価が高いこと、空き家率が高いことなどがあります。



講師の杉村氏

内なる偏見に気づく学び  
「多様性が当たり前！～誰もが自分らしく生きるために～」

ジェンダー平等学習会



講師の松尾由希子准教授

1月28日（土）AWFロッキーセンターにて県評女性部「初春のつどい」が開催され、岡大教職センター准教授松尾由希子さんが、内なる偏見に気づく学び「多様性が当たり前！」誰もが自分らしく生きるために」と題して講演し会場・オンライン合わせ46名の参加がありました。

人口の1割に近い割合で性的な少数者がいると言われ、LGBTという言葉も一般的になりましたが、セクシュアルマイノリティについてよくわかつていないのが実態です。90分という短い時間の中で基礎知識・無意識の差別の素態、当事者の語り（音声）、最後はグループワークで「差別的な言動はどうかわるか？」を対話するという密度の濃い内容でした。

若年層に多く見られる「ノンバイナリー（自分の性自認が男女にあてはまらない）」は一般的に知られていないので、「彼女いないの？」、「そのうらいい人が見つかるよ」など、当たり前だと思つてゐる言動

が彼らに「マイクロアグレッシヨン（微細な攻撃）」として心的な打撃を与えていたということでした。

「無意識の差別」は確かにありました。「おかしい」言葉が識別できなければその場の会話を同調しているだけ当事者への「マイクロアグレッシヨン」になつてしまふ。自分たちが普段口にしている言葉に偏見が含まれていないかを考えさせられました。

私は自分の中に、差別的な意識・行動はないと思つていました。でも、「無意識の差別」という話を聞く中で、もしや、誰かに小さな攻撃をしたのでは…と心配になりました。知らないことは仕方なかつたとし

【参加者の感想】

私は自分の中に、差別的な意識・行動はないと思つていました。でも、「無意識の差別」という話を聞く中で、もしや、誰かに小さな攻撃をしたのでは…と心配になりました。知らないことは仕方なかつたとし

1コマ漫画

異常な物価高騰に抗する  
最賃の再改定を！

県評が労働局に要請行動

静岡県評は、最低賃金を早急に再改定するため最低賃金審議会へ諮詢することを求めて静岡労働局に、1月17日に要請を行いました。要請書は加盟組合を含む16団体分を提出しま

核兵器  
禁止から廃絶へ  
政府に批准を求める  
第3回総会 & 記念講演

核兵器禁止条約の発効からちょうど2年を迎えた2023年1月22日、政府に批准を求める県連絡会は、NGOピースボート共同代表の川崎哲（あきら）さん

は反対したが、國民は賛成しています。日本でも同様であります。悲観的に考えなくていい」と話がありました。

国会議が開催され、締約国は現在68カ国に広がりました。署名も92カ国で、国連加盟国の過半数に迫ります。昨年6月には第1回締約再検討会議では、最終国書に条約の発効と締約国会議の開催を「認識」するこれが盛り込まれました。核

## 障害のある青年労働者の

自死事件の報告  
静岡県安全健康センター No.100

安健センターでは労災関係の訴訟をいくつか支援していますが、この欄でも何回か紹介した事例に、障害のある青年労働者が自死した件があり、静岡地裁で係属中です。

この事例は障害のある18歳の青年労働者が、障害者の枠で入社したにも関わらず、現場の先輩労働者にその障害の内容が伝えられずに、その先輩労働者が善意で障害に最も適さない作業を教え込もうとして入社2ヶ月足らずで精神的に追い詰められて自死してしまったというものです。この事例では労働災害が認められず、訴訟になりました。争点は精神疾患の労災認定基準（厚労省通達）の中に障害者の基準がなく健常者を基準にして比較されるようになっているため、障害者の心理的な負担が、健常者では大した負担ではないと判断され、労災にあたる強い負担ではないとされてしまうことは是非です。

私たちはこれでは障害者は労災制度から外されてしまうことになり不当だと考えています。しかし障害者の労災裁判は過去少ないため、このような不合理がいまだに放置されてきました。裁判では次回の2月期日に当該障害の専門家、精神科の専門家の意見書を提出するなどして闘っています。コロナのため傍聴のできないウェブ審理です。またときに触れて報告していきたいと思います。